

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律新旧対照条文

目次

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第五条関係）	1
○ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）（附則第六条関係）	3
○ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）（抄）（附則第八条関係）	11

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

新		旧			
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>一〇百五十五（略）</p> <p>百五十五の二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録</p> <p>(一) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第 号）第十五条第一項（登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録）の登録（更新の登録を除く）。</p> <p>(二) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十四条第一項（</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき</p> <p>九万円</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>一〇百五十五（略）</p> <p>百五十五の二 特定建築物に係る登録建築物調査機関又は登録講習機関の登録</p> <p>(一) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十六条第一項（登録建築物調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く）。</p> <p>(二) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十六条の九（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く）。</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき</p> <p>九万円</p>
	<p>課税標準</p>	<p>税率</p>		<p>登録件数</p>	<p>一件につき</p> <p>九万円</p>

百五十六～百六十 (略)	登録建築物エネルギー消費性能評価 機関の登録)の登録(更新の登録を 除く。)	
--------------	--	--

百五十六～百六十 (略)	
--------------	--

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 基本方針等（第三条・第四条）</p> <p>第三章 工場等に係る措置等</p> <p>第一節 工場等に係る措置（第五条―第二十条）</p> <p>第二節 指定試験機関（第二十一条―第三十五条）</p> <p>第三節 指定講習機関（第三十六条―第三十八条）</p> <p>第四節 登録調査機関（第三十九条―第五十一条）</p> <p>第四章 輸送に係る措置</p> <p>第一節 貨物の輸送に係る措置</p> <p>第一款 貨物輸送事業者に係る措置（第五十二条―第五十七条）</p> <p>第二款 荷主に係る措置（第五十八条―第六十五条）</p> <p>第二節 旅客の輸送に係る措置等（第六十六条―第七十条）</p> <p>第三節 航空輸送の特例（第七十一条）</p> <p>第五章 建築物に係る措置（第七十二条―第七十六条）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 基本方針等（第三条・第四条）</p> <p>第三章 工場等に係る措置等</p> <p>第一節 工場等に係る措置（第五条―第二十条）</p> <p>第二節 指定試験機関（第二十一条―第三十五条）</p> <p>第三節 指定講習機関（第三十六条―第三十八条）</p> <p>第四節 登録調査機関（第三十九条―第五十一条）</p> <p>第四章 輸送に係る措置</p> <p>第一節 貨物の輸送に係る措置</p> <p>第一款 貨物輸送事業者に係る措置（第五十二条―第五十七条）</p> <p>第二款 荷主に係る措置（第五十八条―第六十五条）</p> <p>第二節 旅客の輸送に係る措置等（第六十六条―第七十条）</p> <p>第三節 航空輸送の特例（第七十一条）</p> <p>第五章 建築物に係る措置等</p> <p>第一節 建築物に係る措置</p> <p>第一款 建築物の建築等に係る措置（第七十二条―第七十六条の三）</p> <p>第二款 住宅事業建築主の新築する特定住宅に係る特別の措置（第七十六条の四―第七十六条の六）</p> <p>第二款 登録建築物調査機関（第七十六条の七―第七十六条の十）</p>

(削除)

第六章 機械器具等に係る措置

第一節 機械器具に係る措置（第七十七条―第八十一条）

第二節 熱損失防止建築材料に係る措置（第八十一条の二―第八十

一条の五）

第七章 電気事業者に係る措置（第八十一条の六・第八十一条の七）

第八章 雑則（第八十二条―第九十二条）

第九章 罰則（第九十三条―第九十九条）

附則

第五章 建築物に係る措置

(削除)

(削除)

(削除)

第七十二条 次に掲げる者は、基本方針の定めるところに留意して、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備（第四号において「空気調和設備等」という。）に係るエネルギーの効率的利用のための措置を適確に実施することにより、建築物に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めるとともに、建築物に設ける電気を消費する機械器具に係る電気の需要の平準化に資する電気の利用のための措置を適確に実施することにより、電気の需要の平準化に資するよう努めなければならない。

一 建築物の建築をしようとする者

二 建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合にあつては、管理

第三節 登録講習機関（第七十六条の十一―第七十六条の十六）

第六章 機械器具等に係る措置

第一節 機械器具に係る措置（第七十七条―第八十一条）

第二節 熱損失防止建築材料に係る措置（第八十一条の二―第八十

一条の五）

第七章 電気事業者に係る措置（第八十一条の六・第八十一条の七）

第八章 雑則（第八十二条―第九十二条）

第九章 罰則（第九十三条―第九十九条）

附則

第五章 建築物に係る措置等

第一節 建築物に係る措置

第一款 建築物の建築等に係る措置

(建築物の建築をしようとする者等の努力)

第七十二条 次に掲げる者は、基本方針の定めるところに留意して、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備（以下「空気調和設備等」という。）に係るエネルギーの効率的利用のための措置を適確に実施することにより、建築物に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めるとともに、建築物に設ける電気を消費する機械器具に係る電気の需要の平準化に資する電気の利用のための措置を適確に実施することにより、電気の需要の平準化に資するよう努めなければならない。

一 建築物の建築をしようとする者

二 建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合にあつては、管理

者)

三 建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床（これらに設ける窓その他の開口部を含む。）の修繕又は模様替をしようとする者

四 建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとする者

第七十三条から第七十六条まで 削除

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(エネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項)

第七十八条 エネルギー消費機器等のうち、自動車（エネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）その他我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費するエネルギー消費機器であつてそのエネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要なものとして政

者。以下同じ。)

三 建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床（これらに設ける窓その他の開口部を含む。以下同じ。）の修繕又は模様替をしようとする者

四 建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとする者

第七十三条と第七十六条 (略)

第七十六条の二 (略)

第七十六条の三 (略)

第二款 住宅事業建築主の新築する特定住宅に係る特別の措置

第二節 登録建築物調査機関

第三節 登録講習機関

(エネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項)

第七十八条 エネルギー消費機器等のうち、自動車（エネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）その他我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費するエネルギー消費機器であつてそのエネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要なものとして政

令で定めるもの（以下「特定エネルギー消費機器」という。）及び我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費するエネルギー消費機器に係る関係機器であつてそのエネルギー消費関係性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの（以下「特定関係機器」という。）については、経済産業大臣（自動車及びこれに係る特定関係機器にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この章及び第八十七条第十項において同じ。）は、特定エネルギー消費機器及び特定関係機器（以下「特定エネルギー消費機器等」という。）ごとに、そのエネルギー消費性能又はエネルギー消費関係性能（以下「エネルギー消費性能等」という。）の向上に関しエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 (略)

(一) 一般消費者への情報の提供)

第八十六条 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者、エネルギー消費機器等及び熱損失防止建築材料の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力をを行うことができる事業者は、消費者のエネルギーの使用状況に関する通知、エネルギー消費性能等の表示、熱損失防止建築材料の熱の損失の防止のための性能の表示その他一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するよう努めなければならない。

2 (略)

令で定めるもの（以下「特定エネルギー消費機器」という。）及び我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費するエネルギー消費機器に係る関係機器であつてそのエネルギー消費関係性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの（以下「特定関係機器」という。）については、経済産業大臣（自動車及びこれに係る特定関係機器にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この章及び第八十七条第十項において同じ。）は、特定エネルギー消費機器及び特定関係機器（以下「特定エネルギー消費機器等」という。）ごとに、そのエネルギー消費性能又はエネルギー消費関係性能（以下「エネルギー消費性能等」という。）の向上に関しエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 (略)

(一) 一般消費者への情報の提供)

第八十六条 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者、建築物の販売又は賃貸の事業を行う者、エネルギー消費機器等及び熱損失防止建築材料の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力をを行うことができる事業者は、消費者のエネルギーの使用状況に関する通知、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために建築物に必要とされる性能の表示、エネルギー消費性能等の表示、熱損失防止建築材料の熱の損失の防止のための性能の表示その他一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するよう努めなければならない。

2 (略)

(報告及び立入検査)

第八十七条 (略)

259 (略)

(削除)

(報告及び立入検査)

第八十七条 (略)

259 (略)

10| 所管行政庁は、第五章第一節第一款の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第一種特定建築主等若しくは第二種特定建築主若しくは第七十五条第五項若しくは第七十五条の二第三項の規定による報告をすべき者に対し、特定建築物の設計及び施工若しくは維持保全に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させることができる。

11| 国土交通大臣は、第五章第一節第二款の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、住宅事業建築主に対し、その新築する特定住宅に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事業場若しくは住宅事業建築主の新築する特定住宅若しくは特定住宅の工事現場に立ち入り、住宅事業建築主の新築する特定住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

12| 国土交通大臣は、第五章第二節及び第三節の規定の施行に必要な限度において、登録建築物調査機関若しくは登録講習機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、登録建築物調査機関若しくは登録講習機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

13| 14| (略)

15| 第一項から第十三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

10| 11| (略)

12| 第一項から第十項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第八十八条 エネルギー管理士試験を受けようとする者、第九条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者、指定試験機関がその試験事務を行うエネルギー管理士試験に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けようとする者、エネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者、第十三条第一項第一号の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者又は同条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 (略)

(聴聞の方法の特例)

第八十九条 第二十八条（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）、第三十二条（第三十六条第二項において準用する場合を含む。）、又は第四十九条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 (略)

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第四十九条の規定による確認調査の業務の業務の停止の命令に違

(手数料)

第八十八条 エネルギー管理士試験を受けようとする者、第九条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者、指定試験機関がその試験事務を行うエネルギー管理士試験に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けようとする者、エネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者、第十三条第一項第一号の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者、同条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者又は第七十六条の第十四第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 (略)

(聴聞の方法の特例)

第八十九条 第二十八条（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）、第三十二条（第三十六条第二項において準用する場合を含む。）、又は第四十九条（第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 (略)

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第四十九条（第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用

反した者

三 第五十一条において準用する第三十条第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者

第九十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十六条第五項（第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第五十七条第三項（第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）、第六十四条第三項、第七十九条第三項（第八十一条の五において準用する場合を含む。）又は第八十一条第三項（第八十一条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第三項、第十九条第二項、第四十六条、第五十四条第二項、第六十一条第二項、第六十八条第二項又は第七十一条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 (略)

三 第十五条第一項（第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第五十六条第一項（第六十九条及び第七十一条第六項にお

する場合を含む。）の規定による確認調査の業務、建築物調査の業務又は建築物調査講習の業務の停止の命令に違反した者

三 第五十一条又は第七十六条の十において準用する第三十条第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者

第九十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十六条第五項（第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第五十七条第三項（第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）、第六十四条第三項、第七十五条第四項、第七十六条の六第三項、第七十九条第三項（第八十一条の五において準用する場合を含む。）又は第八十一条第三項（第八十一条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第三項、第十九条第二項、第四十六条（第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。）、第五十四条第二項、第六十一条第二項、第六十八条第二項、第七十一条第三項、第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 (略)

三 第十五条第一項（第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第五十六条第一項（第六十九条及び第七十一条第六項にお

いて準用する場合を含む。)、第六十三条第一項若しくは第八十七条第一項から第三項まで若しくは第五項から第十項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項から第三項まで若しくは第五項から第十項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第五十一条において準用する第三十三条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は第五十一条において準用する第三十三条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第四十七条第一項の規定に違反して財務諸表等を備え置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

いて準用する場合を含む。)、第六十三条第一項、第七十五条第五項、第七十五条の二第三項若しくは第八十七条第一項から第三項まで若しくは第五項から第十三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項から第三項まで若しくは第五項から第十三項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第五十一条、第七十六条の十若しくは第七十六条の十六において準用する第三十三条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は第五十一条、第七十六条の十若しくは第七十六条の十六において準用する第三十三条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第四十七条第一項(第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。))の規定に違反して財務諸表等を備え置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四十七条第二項各号(第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。))の規定による請求を拒んだ者

○ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
<p>（集約都市開発事業計画の認定基準等）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 集約都市開発事業を施行しようとする者がその集約都市開発事業計画について第一項の認定を受けたときは、当該集約都市開発事業計画に基づく特定建築物の整備のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第 号）第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第三項の規定による申出があった場合を除き、同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。</p> <p>10 集約都市開発事業を施行しようとする者がその集約都市開発事業計画について第一項の認定を受けたときは、当該集約都市開発事業計画に基づく特定建築物の整備のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十九条第一項の規定による届出をしなければならぬものについては、同項の規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。</p> <p>（低炭素建築物新築等計画の認定基準等）</p>	<p>（集約都市開発事業計画の認定基準等）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>（新設）</p> <p>9 集約都市開発事業を施行しようとする者がその集約都市開発事業計画について第一項の認定を受けたときは、当該集約都市開発事業計画に基づく特定建築物の整備のうち、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第七十五条第二項から第四項まで又は第七十五条の二第二項の規定は、適用しない。</p> <p>（低炭素建築物新築等計画の認定基準等）</p>

第五十四条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること。

二・三 (略)

2 5 7 (略)

8 低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第一項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第二項の規定による申出があつた場合を除き、同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

9 低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第一項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十九条第一項の規定による届出をしなければならぬものについては、同項の規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

第五十四条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十三条第一項に規定する判断の基準を超え、かつ、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること。

二・三 (略)

2 5 7 (略)

(新設)

8 低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第一項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第七十五条第二項から第四項まで又は第七十五条の二第二項の規定は、適用しない。

